

令和 5 年度 鶴岡市地域防災計画修正案概要説明

地域防災計画のその他の修正

1. 国土交通省の通知による修正

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課より、令和 5 年 11 月 10 日付（国水砂第 208 号）「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」の通知により、令和 6 年度より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第 9 条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととしたことから、地域防災計画の用語の修正を行う。

修正箇所多数のため、対象項省略

2. 「防災基本計画」「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえた修正

(1) 災害ケースマネジメントについて追記

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組みについて次の内容を追記する。

「被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等によりきめ細やかな支援を行う。」

震災・津波対策編第 4 章第 1 節 風水害・雪害対策編第 4 章第 1 節

(2) 長周期地震動階級に係る情報の追記

気象庁では令和 5 年 2 月 1 日から、発表基準に長周期地震動階級の予想値を追加して提供することとし、長周期地震動階級 3 以上を予想した場合でも緊急地震速報（全国瞬時警報システム（Jアラート））を発表することから追記する。

市で受信した後、ただちに防災行政無線で放送する。

| 長周期地震動階級 | ゆれの状況 |
|----------|-----------------------------|
| 4 | 這わないと移動できない。ゆれに翻弄される。 |
| 3 | 立っていることが困難になる。 |
| 2 | 物につかまらなると歩くのが難しい。 |
| 1 | 多くの人が揺れを感じる。ブラインドなどが大きく揺れる。 |

震災・津波対策編第1章第4節、第3章第5節、第3章第10節

(3) 被災者生活再建支援策の修正

自然災害による被害が発生した場合、政府の支援制度は全壊10世帯以上の被害など大規模な災害に限定される。

政府の支援制度の対象とならない災害において、山形県独自の支援策として、生活基盤に著しい被害を受けた中規模半壊以上の世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

震災・津波対策編第4章第2節 風水害・雪害対策編第4章第2節